

令和8年度廃棄物不適正処理監視業務仕様書

久留米市（以下「発注者」という。）から、廃棄物不適正処理監視業務（以下「業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この廃棄物不適正処理監視業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき業務を行うとともに、業務実施に当たっては、関係諸法規を遵守しなければならない。

なお、仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上定めるものとする。

1 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで

（ただし、本予算議決後は、令和9年3月31日まで）

*入札書については、3か月分（4月～6月）の金額と年間分の金額を、入札書の様式に従って併記する。3か月分の金額が、年額の23.6%（暫定予算期間中の業務日数28日分（夜間18日、深夜10日））になるように見積もること。

（例） ¥708,000（税抜）・・・（4月～6月）

¥3,000,000（税抜）・・・（年額）

2 業務の区域

久留米市内全域

3 業務の内容

受注者は、発注者が指定した巡回ルート及び定点監視対象において次の業務を行うものとする。また、工事中等で通行止めの箇所は、発注者と協議の上コースを決定し、通行止め解除の際は巡回を開始するものとする。

（1）巡回監視及び定点での監視

- ①不法投棄等の常習地域の巡回監視
- ②不法投棄、野外焼却等が行われるおそれがある地点での監視
- ③不適正処理が疑われる中間処理施設、最終処分場等の監視

（2）現場措置

- ①不法投棄、野外焼却等の不適正処理を発見した場合は、時刻を確認し、現場の状況（種類、数量、面積、炎、煙、臭気、音響、気象等）を記録するとともに、関係者（行為者、発見者、目撃者等）の証言を確保することに努める。
- ②必要に応じて、被害の拡大防止措置及び応急的な危険防止措置をとるとともに、警察、消防への通報を行う。

（3）監視体制

2人1組

(4) 実施日及び時間

①実施日及び日数

1の業務の期間のうち、別添「令和8年度 廃棄物不適正処理監視業務委託実施日」のカレンダーで示す土曜日・日曜日・祝日の計119日間

②時間帯

17時から22時までの5時間、または、22時から3時までの5時間

(詳細は、別添「令和8年度 廃棄物不適正処理監視業務委託実施日」のカレンダーの色分けのとおり。)

(5) 報告

①日報

受注者は、業務終了後、「廃棄物不適正処理監視業務実施結果日報(様式第1号の1及び第1号の2)」を作成し、現場の地図(住宅地図又は道路地図等の既製の地図)、写真及び使用した写真の元データを添付して、翌日(翌日が休日の場合は、直近の開庁日)までに発注者に報告する。また、パトロールコース図に×で示された不法投棄頻発場所では、降車して現地の状況を監視員を含めて撮影し、報告書に添付し提出するものとする。

なお、ドライブレコーダーのデータについて、発注者から指示があった場合は、速やかにデータを提示するものとする。(データの提示方法は別途協議する。)

②月報

受注者は、毎月10日までに前月分の「廃棄物不適正処理監視業務実施結果報告書(様式第2号)」を作成(必要に応じ別紙1及び2を添付)し、発注者に報告する。なお、この報告書を業務完了届として月ごとに検査を行うものとする。

4 巡回ルート及び定点監視対象の変更

受注者は、発注者が指定した巡回ルート及び定点監視対象において業務を遂行するが、発注者から巡回ルート又は定点監視対象の変更が指示された場合は、実施当日の指示であっても対応するものとする。

5 秘密の保持

受注者は、業務を通じて知り得た情報は、漏洩してはならない。

また、業務を行うにあたり個人情報を取り扱う際は、その保護に万全を期すとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるものとする。

6 遵守事項

(1) 当該業務を遂行する上で、事業者等から業務について確認等がなされた場合は、発注者からの受託業務として、発注者の指示に基づき実施している旨を明らかにすること。

(2) 業務にあたっては、ドライブレコーダー搭載の車両を用いて巡回し、発注者からの指示がない限り、警備業務従事時の制服着用及び車両に「廃棄物不法投棄等監視パトロール中」の表示を行うこと。

7 その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務着手届（指定様式）及び巡回時使用の車両と監視員の名簿と写真を提出すること。なお、本業務委託契約書中（第10条）に規定する「業務責任者」の通知は、この業務着手届への記載を以って行うものとする。
- (2) 業務を遂行する上で必要とする車両、消耗品及び諸機器等は、受注者の負担で用意し使用するものとする。
- (3) 発注者は、業務について、必要に応じ受注者に報告を求めるものとする。

特記事項

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の遂行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

令和8年度 廃棄物不適正処理監視業務委託実施日（網掛け部分）

令和8年4月 17:00~22:00 2日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

令和8年10月 17:00~22:00 5日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和8年5月 17:00~22:00 8日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和8年11月 17:00~22:00 11日
22:00~03:00 0日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和8年6月 17:00~22:00 8日
22:00~03:00 0日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和8年12月 17:00~22:00 6日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和8年7月 17:00~22:00 4日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和9年1月 17:00~22:00 4日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和8年8月 17:00~22:00 11日
22:00~03:00 0日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和9年2月 17:00~22:00 10日
22:00~03:00 0日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

令和8年9月 17:00~22:00 6日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

令和9年3月 17:00~22:00 4日
22:00~03:00 5日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

区分・日数	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
夜間 17:00~22:00		2	8	8	4	11	6	5	11	6	4	10	4	79
深夜 22:00~ 3:00		5	5	0	5	0	5	5	0	5	5	0	5	40
合計		7	13	8	9	11	11	10	11	11	9	10	9	119

※パトロール時間の区分・・・ 17:00~22:00、 22:00~ 3:00

パトロールルート地図

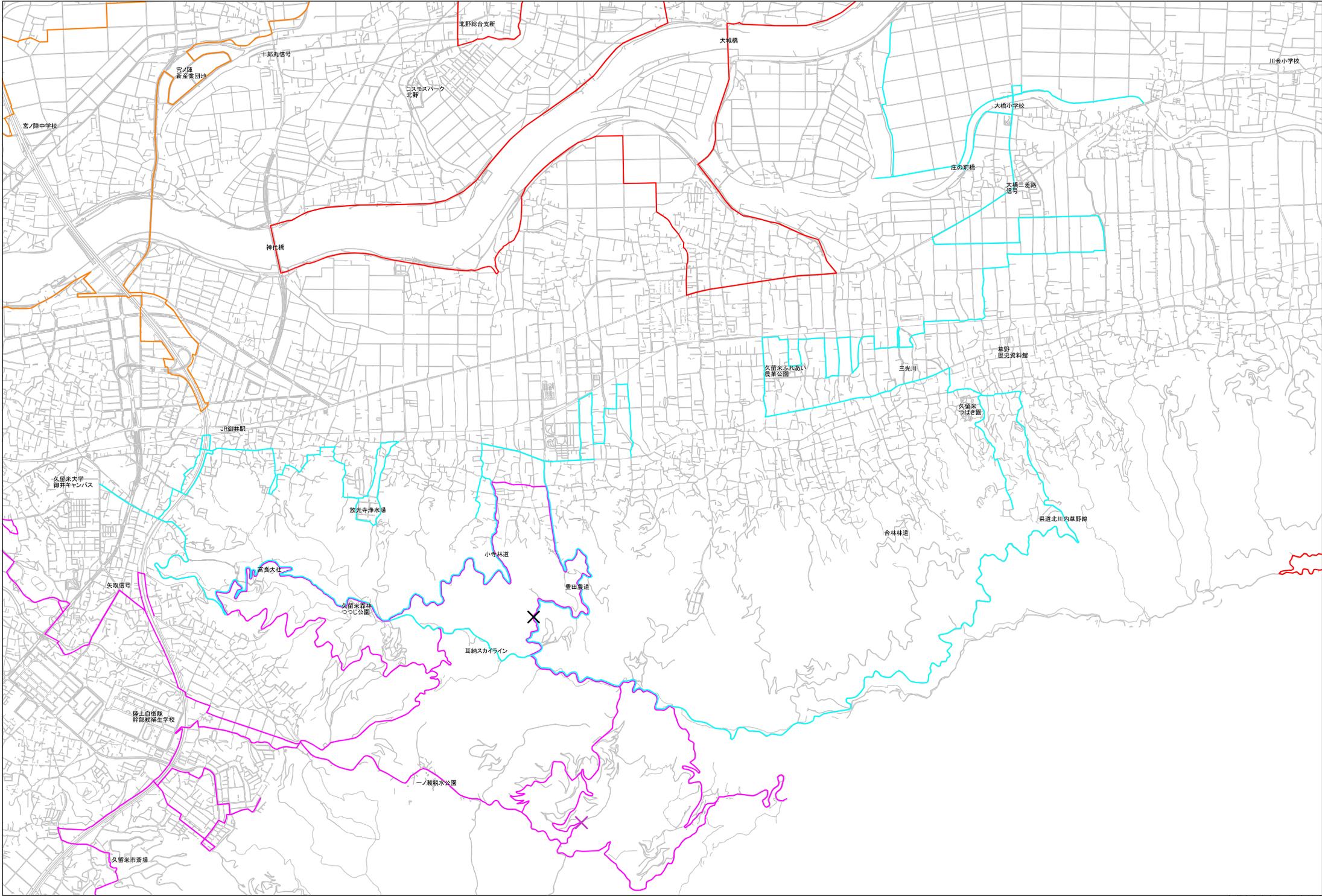
ルート① 赤

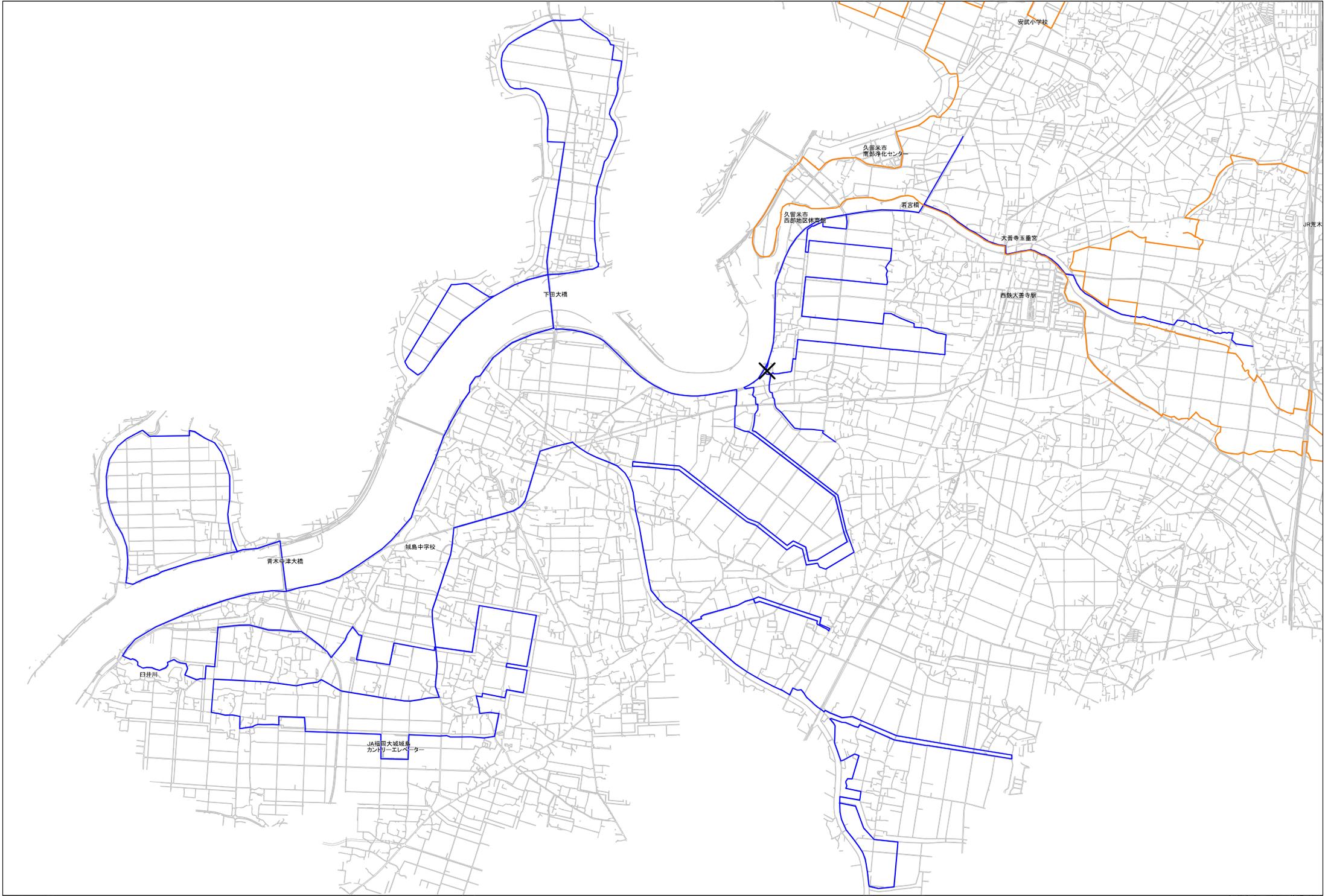
ルート② 薄青

ルート③ 紫

ルート④ オレンジ

ルート⑤ 青





(様式第1号の1)

廃棄物不適正処理監視業務実施結果日報 (定点)

久留米市長 様

報告者

(住 所)

(氏 名)

令和 年 月 日に実施しました廃棄物不適正処理監視業務 (定点) の結果について、
下記のとおり報告します。

1 実施日及び時間

令和 年 月 日 () : ~ :

2 定点監視対象名

--

3 所在地

--

4 監視事項 (目的)

--

5 特記事項

(1) 監視による発見事項、それについての対応

--

(2) 報告事項に係る資料

- ・ 有り⇒ ()
- ・ 無し

6 その他

--

※ 定点監視を複数実施した場合は、それぞれの地点毎に報告書を作成してください。

※ 定点監視を実施しなかった (巡回監視のみ) 場合は、提出不要です。

(様式第1号の2)

廃棄物不適正処理監視業務実施結果日報（巡回）

久留米市長 様

報告者
(住所)
(氏名)

令和 年 月 日に実施しました廃棄物不適正処理監視業務（巡回）の結果について、下記のとおり報告します。

1 実施日及び時間

令和 年 月 日 () : ~ :

2 監視ルート名及び走行距離

廃棄物不適正処理監視ルート No.○	ルート : 走行距離	○○○ km
	〔メーター値：開始時 km 終了時 km〕	

3 廃棄物の確認

No.	発見日時	場所	廃棄物の種類及び状態等	数量	写真の有無
1	/ (:)				
2	/ (:)				
3	/ (:)				

4 廃棄物の撤去状況

No.	発見時の状況				撤去状況 (全部又は一部撤去等)
	日時	場所	廃棄物の種類及び状態等	数量	
1	/ (:)				
2	/ (:)				

5 特記事項

--

6 不法投棄頻発場所報告

1 場所名 (時刻)	2 場所名 (時刻)
下記が写った写真を貼付 ・不法投棄頻発場所 ・従事者による監視状況	同左

※ 巡回監視を実施しなかった（定点監視のみ）場合は、提出不要です。

(様式第2号)

廃棄物不適正処理監視業務委託実施結果報告書

(令和 年 月 業務完了届)

令和 年 月 日

久留米市長 様

受注者
(住 所)

(氏 名)

廃棄物不適正処理監視業務に係る委託契約に基づき、令和 年 月分の業務を完了しましたので、実施結果について別紙のとおり報告します。

1 提出資料

- ・ 別紙1 (定点監視分) 部
- ・ 別紙2 (巡回監視分) 部

(別紙1)

令和 年 月分 (定点監視)

No.	定点監視対象名	実施日	時間帯	監視結果
1		令和 年 月 日		
2		令和 年 月 日		
3		令和 年 月 日		
4		令和 年 月 日		
5		令和 年 月 日		
6		令和 年 月 日		
7		令和 年 月 日		
8		令和 年 月 日		
9		令和 年 月 日		
10		令和 年 月 日		

(別紙2)

令和 年 月分 (巡回監視)

No.	監視ルート名	実施日	監視結果 (件数及び廃棄物の種類・状態)		
1		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
2		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
3		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
4		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
5		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
6		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
7		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
8		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
9		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	
10		令和 年 月 日	廃棄物の確認	件	
			撤去確認	件	
			その他	件	